

精神障害者生活支援センター 運営法人 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症を踏まえた  
精神障害者生活支援センターの運営について（通知）（その 2）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただいているところですが、今なお感染拡大は衰えず、感染者数の増加が続いている状況にあります。

精神障害者生活支援センターの運営については、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた精神障害者生活支援センターの運営について」（令和 2 年 4 月 10 日付健障サ第 353 号横浜市健康福祉局障害施設サービス課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた運営についてお願いしているところですが、センターの居場所機能が過密になっている状況を踏まえ、次のとおり運営いただきますよう、よろしく御礼申し上げます。

1 大型連休中の運営について

5 月の大型連休中（5 月 2 日から 5 月 6 日まで）の開館中の実施サービスは、原則、電話相談、入浴、洗濯のみとし、居場所提供、面接相談及び訪問相談は休止としていただきますようお願いいたします。面談相談や訪問相談の実施が必要と判断される場合は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省事務連絡）の感染防止対策を徹底した上で実施してください。

2 適用期間

令和 2 年 5 月 2 日（土）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

3 留意事項

- （1）実施にあたっては、各センターから利用者に対して丁寧な説明・周知をお願いします。
- （2）本通知に基づく取扱いを実施する場合は、下記担当まで E メールでご連絡ください。
- （3）本取扱いは、今後の状況によって変更になる場合があります。

4 添付資料

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた精神障害者生活支援センターの運営について」（令和 2 年 4 月 10 日付健障サ第 245 号横浜市健康福祉局障害施設サービス課長通知）

## 5 その他

- (1) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）

[tps://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0048\\_20200414.pdf](tps://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0048_20200414.pdf)

- (2) 本市ウェブサイト「新型コロナウイルス関連情報」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

担当 健康福祉局障害施設サービス課  
地域施設支援係 黒米、高田、村本  
電 話 6 7 1 - 2 4 1 6  
E-mail kf-syochiiki@city.yokohama.jp

精神障害者生活支援センター 運営法人 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症を踏まえた精神障害者生活支援センターの運営について（通知）

各生活支援センターにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、日々御対応いただき、心よりお礼申し上げます。

神奈川県は、「新型コロナウイルス感染症に係る「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び感染拡大防止の徹底について」（令和 2 年 4 月 8 日付事務連絡 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課）のとおり、社会福祉施設等に対して事業の継続を要請しています。

これを受け本市は、障害福祉サービス事業所等に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付健障サ第 245 号横浜市健康福祉局障害施設サービス課）でお伝えしたように、感染拡大防止に取り組みながら、引き続き円滑なサービス提供をいただくようお願いしているところです。

こうした状況を踏まえ、精神障害者生活支援センターの運営については、当面の間、次のとおりいたしますので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

1 開館日、開所時間等について

原則、週 6 日全てを開館時間は 8 時間、居場所は 6 時間、電話相談は 7 時間とします。

具体的には、令和元年度機能標準化モデル事業で実施している短時間開館日を基準とし、居場所時間や電話相談も短時間開館日の基準に準じます。ただし、各時間設定の詳細については、上記時間数を満たすことを条件に、各センターの判断で通常短時間開館日と異なる設定も可とします。

開館時間の変更で利用できなくなった利用者に対しては、必要に応じて電話等で相談対応いただきますよう、お願いいたします。

なお、休館曜日につきましては、モデル事業で設定している曜日とします。

2 休止するサービスについて

(1) 食事提供

食事提供は、原則、休止とします。

食事を提供する場合においても、利用者が密集、密接することのないよう適切な距離をとるなどの配慮や、衛生管理を徹底いただきますよう、お願いいたします。

(2) 自主事業等

各センターの自主活動、利用者ミーティングやサークル活動等についても、当面の間、休止をお願いします。

### 3 継続して実施するサービス

#### (1) 居場所提供、面接相談、訪問相談、電話相談

前述の短時間開館日の基準に準じて実施をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活支援センターの開館時間の変更や、他の施設の休館等で、多くの利用者が不安を抱えていることが想定されます。訪問相談や電話相談等を通じて、普段以上に丁寧なフォローをお願いします。

#### (2) 入浴、洗濯サービス

入浴、洗濯サービスは予約制とし、継続して実施します。

入浴及び洗濯は、衛生を保つために必要なサービスであり、新型コロナウイルス以外の感染症防止においても必要であることから、サービスは継続することとします。

ただし、予約制とし、なるべく他の利用者と利用が重ならないよう配慮してください。また、浴室や洗濯機の利用後は、清掃や消毒をこれまで以上に徹底してください。

### 4 適用期間

令和2年4月11日（土）から令和2年5月6日（水）まで

### 5 留意事項

(1) 実施にあたっては、各センターから利用者に対して丁寧な説明・周知をお願いします。

(2) 本通知に基づく取扱いを実施する場合は、実施期間、実施内容（実施サービスの内容・時間、休止・縮小サービスの内容等）について、下記担当までEメールでご連絡ください。

(3) 本取扱いは、今後の状況によって変更になる場合があります。

### 6 参考資料

新型コロナウイルス感染症に係る「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び感染拡大防止の徹底について（令和2年4月8日付事務連絡 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課）

担当 健康福祉局障害施設サービス課

地域施設支援係 黒米、高田、村本

電話 671-2416

E-mail kf-syochiiki@city.yokohama.jp